

実施要綱第二十七条（協力団体及び機関） の改訂について

シーニックバイウェイ北海道 推進協議会

平成30年11月5日

協力団体及び機関

シーニックバイウェイ北海道 実施要綱（H28.8.4改訂）

（協力団体及び機関）第二十七条

- シーニックバイウェイ北海道の推進に際し、広報等の間接的な協力が得られる団体及び機関を協力団体及び機関として位置付ける。
- 2 協力団体及び機関の位置付は推進協議会事務局において受付け**推進協議会への報告をもって定める**ものとする。
 - 3 協力団体及び機関は、別表2に掲げる団体及び機関をもって構成する。

・ H28.8.4実施要綱改訂後、これまで個別にシーニックバイウェイ北海道推進協議会へ“協力団体及び機関としての協力に関する同意書”の報告を実施。

・ **現状の実施要綱においては、報告を受けたのち、別表2の改訂の審議が必要となることから、次項のとおり、実施要綱の改訂を提案。**

協力団体及び機関

シーニックバイウェイ北海道 実施要綱

(協力団体及び機関) 第二十七条

改訂案

シーニックバイウェイ北海道の推進に際し、広報等の間接的な協力が得られる団体及び機関を協力団体及び機関として位置付ける。

2 協力団体及び機関の位置付は推進協議会事務局において受付け推進協議会への報告をもって定めるものとする。

~~3 協力団体及び機関は、別表2に掲げる団体及び機関をもって構成する。~~

・ 別表2の改訂審議を省き、推進協議会への報告をもって、協力団体及び機関に位置づけ。

(参考) 協力団体及び機関



Scenic Byway HOKKAIDO

これまでに登録されている協力団体及び機関 (H30.8時点)

同意年月日	企業名	協力事項
H17.3.11	北海道農業協同組合中央会	シーニックバイウェイ北海道の推進に関する広報など
H17.3.11	北海道林業協会	シーニックバイウェイ北海道の推進に関する広報など
H17.3.11	北海道市長会	シーニックバイウェイ北海道の推進に関する広報など
H17.3.11	北海道町村会	シーニックバイウェイ北海道の推進に関する広報など
H28.9.1	(株)ACT NOW	クラウドファンディングに関する講義の実施及び講師の派遣
H28.9.1	総合商研(株)	フリーペーパー「JP01」における情報発信に関する協力
H28.9.14	(株)えんれいしゃ	北海道「道の駅グルメパスポート」内での広報・周知等の広告プロモーション
H28.9.16	(株)ゼンリン	広報連携
H28.10.3	(株)リクルート北海道じゃらん	北海道じゃらん誌面および北海道じゃらんサイトを活用した情報発信、北海道じゃらん独自の調査データの提供
H28.10.26	パナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー北海道社	広報等イベント開催時における映像機器類の貸与
H29.3.27	共栄運輸株式会社 (青函フェリー)	青函フェリー利用者に対する広報活動及び旅行商品の企画提案・プロモーション
H29.7.28	くるま旅クラブ株式会社	くるま旅クラブとしてのシーニックバイウェイ北海道の告知

